

「フードビジネス支援に強くなる講座

—生産から加工、流通販売まで—

追補確認資料

本資料は、特に断らない限り、2021年1月末日時点における情報等に基づいて記述されています。



第1分冊第6章「フードビジネス関連の法規制と規格」

●Q4 アレルギー表示について教えてください。

アーモンドによるアレルギー発症者の増加を踏まえ、2019年9月、「特定原材料に準ずるもの」にアーモンドが加えられ、アレルギー表示が推奨されるもの(任意表示)は次の21品目になりました。

アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

なお、決定されたものではありませんが、消費者庁では、「くるみを筆頭とした木の実類アレルギー患者の急激な増加は注視しておく必要がある」と整理しており、現在「特定原材料に準ずるもの」に含めているくるみが、今後、表示義務のある「特定原材料」に変更される可能性が示唆されています。

●Q5 残留農薬や遺伝子組換え食品、ゲノム編集食品に関する規制等について教えてください。

・カルタヘナ法上での取り扱い

環境省は2019年2月、「ゲノム編集技術の利用により得られた生物であってカルタヘナ法に規定された『遺伝子組換え生物等』に該当しない生物の取扱いについて」を策定しました。ゲノム編集技術は、一般に遺伝子組換え技術とは異なるものという理解が広まっていますが、上記通達によると、ゲノム編集技術の利用により得られた生物であっても、宿主に細胞外で加工した核酸を移入し、当該核酸またはその複製物が残存していないことが確認されていない場合は、「遺伝子組換え生物等」に該当し、生物多様性への悪影響の未然防止等を図るための法律であるカルタヘナ法に基づく管理が必要だとしています。また、ゲノム編集技術の利用により得られた生物であって、これに該当しないものについても、使用前にその生物の特徴、生物多様性影響が生じる可能性の考察結果等に関して、所管官庁への情報提供を要請しています。

・厚生労働省への事前相談が必要

ゲノム編集技術応用食品等の食品衛生上の取扱いについて、厚生労働省は2019年9月に「ゲノム編集技術応用食品及び添加物の食品衛生上の取扱要領」を定めました(令和2年12月23日改正)。同取扱要領では、ゲノム編集技術を応用した食品を流通させる前に、まず開発者等が厚生労働省に事前相談を行うとされました。厚生労働省は、当該食品が「届出」(自然界または従来 of 育種技術でも起こっている範囲内の

遺伝子変化のもの)または「安全性審査」(「届出」に該当する範囲を超える遺伝子変化があるもの)のいずれかの対象に該当するか否かを専門家の意見を聴いたうえで判断します。

届出と判断された場合、開発者等は厚生労働省に届出を行い、厚生労働省は届出内容の一部を HP 掲載し、流通開始となります。

安全性審査と判断された場合、厚生労働省は食品安全委員会に評価を依頼し、食品安全委員会は食品健康栄養評価を行います。この結果、流通可能と評価された場合は、厚生労働省がこの情報を官報掲載・HP 掲載し、流通開始となります。

・ゲノム編集食品の流通、国内第一号は「届出」

厚生労働省はサナテックシード株式会社(東京都)から事前相談のあったゲノム編集トマトについて、2020年12月11日に専門家会議を開き、これを「届出」に該当と判断し、同社は同日、販売・流通を厚生労働省に届け出ました。

このトマトは、人の血圧上昇を抑える働きがある GABA を豊富に含むものです。遺伝子組換え作物は栽培上のメリットをターゲットとしたものから市場に登場しましたが、ゲノム編集食品は消費者へのメリットをターゲットとしたものから市場に登場したといえます。

2020年中にはゲノム編集の研究者2名がノーベル化学賞を受賞したこともあり、今後、ゲノム編集食品の開発と流通にはずみがつきそうです。

第1分冊第7章「金融支援」

●Q2 ファンドからの出資による6次産業化支援は、どのように行われていますか。

・A-FIVE は「廃止」へ

2019年12月、農林水産省は、農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)について、同社の過去の投資実績および最近の出資状況等を踏まえ、2021年度以降は新たな出資の決定を行わず、そのうえで、損失を最小化するための投資計画の見直しを行うよう指示しました。これを受け、2020年5月、A-FIVEは損失を最小化するための改善計画を策定・公表し、2025年末を目途として投資回収を終えること(組織廃止)、また、A-FIVEとしての最終損失が120億円になるとの試算を発表しています。

A-FIVEがこうした事態に至った原因について、農林水産省は「A-FIVEの検証に係る検討会」を立ち上げ、2020年7月に報告書を公表しています。同報告書で、主な要因としてあげられたものは次のとおりです。

- ・投資規模、投資収益等に見合わない高コストな組織体制であったこと
- ・出資対象が限定され、出資手続きが重層的であったこと
- ・EXIT 収益の最大化が図られていなかったこと
- ・サブファンドが十分に機能しなかったこと

・農業法人投資育成制度

農業ファンドとして、「農業法人投資育成制度」についても知っておきましょう。農業法人投資育成制度とは、農業法人へのさらなる成長資金の供給円滑化を図るため、「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」に基づき、規模拡大等に意欲的に取り組む農業法人の株式等を取得・保有し、経営または技術の指導を行う制度です。金融機関等が設立・組成する株式会社または投資事業有限責任組合（Limited Partnership、LPS）が、農業法人への投資を通じて経営を支援する体制等を記載した事業計画を提出し、農林水産大臣の承認が得られると、日本政策金融公庫法の特例により、日本政策金融公庫の出資を受けられます。

2020年10月1日現在、株式会社のものは、JAグループと日本政策金融公庫の出資によって設立された「アグリビジネス投資育成株式会社」のみであり、ほかはすべてLPSです。

この制度に基づく株式会社・LPSからの資金は、農業法人が自ら6次産業化に取り組むための資金や、農業法人がパートナー企業との共同出資によって6次産業化事業体を設立するための出資原資としても、利用することができます。

フードビジネスに係るTOPICS

● 食品標準成分表 5年ぶりに全面改訂

文部科学省は日本食品標準成分表を5年ぶりに改訂し、2020年12月、「日本食品標準成分表2020年版（八訂）」を公表しました。

食品成分表はこれまで主に管理栄養士や栄養士が給食事業等の管理に使うものとして整備されてきた経緯がありますが、今回の八訂では、栄養成分表示をする事業者や個人の食事管理におけるニーズの高まりに応えるため、調理済み食品の情報の充実、エネルギー計算方法の変更を含む全面改訂を行い、収載食品数は2478点と、七訂から287食品増加しています。より広い産業と消費に近づいた資料の登場といえます。

● 種苗法の改正

種苗法の一部を改正する法律が 2020 年 12 月に成立、公布されました。これは新品種の開発者の権利を守り、さらなる新品種開発を促進して農業の発展に寄与することを狙った改正です。優良品種の海外流出によって新品種開発者の権利が侵害され、国内農業にも打撃があるなか、適切な管理が行われることが期待されています。食品事業者としても、この法律の趣旨を理解し、遵守することが求められます。

主な改正点は、次のとおりです。

【2021 年 4 月 1 日施行】

- ・登録品種の輸出先国の指定（海外持ち出し制限）
- ・登録品種の国内の栽培地域指定（指定地域外の栽培の制限）
- ・登録品種の表示の義務化

【2022 年 4 月 1 日施行】

- ・登録品種の増殖は許諾に基づき行う
- ・育成者権を活用しやすくするための措置
- ・栽培試験および現地調査の手数料（審査手数料）の設定と、出願料および登録料引き下げ

● ジビエ活用

野生鳥獣による農作物被害額は 158 億円(2019 年度)にのぼります。

野生鳥獣による農作物被害の深刻化・広域化を踏まえ、2007 年に鳥獣被害防止特措法が成立。農林水産省は、有害鳥獣の捕獲を推進する一方、捕獲鳥獣の埋却や焼却処理のための負担を軽減し、むしろ農山村の所得とするため、捕獲鳥獣を食品やペットフードとして利活用する「ジビエ振興」を行っています。

一方、と畜場法では、牛、馬、豚、めん羊および山羊を食用とするには、主に衛生面の安全確保のために、と畜場以外でのと畜・解体を規制していますが、「ジビエ」としての扱いが多いシカ、イノシシについては規制がありませんでした。

これに対して、厚生労働省は 2017 年に「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針(ガイドライン)」を策定しました。これは、狩猟者やジビエ肉を取り扱う食肉処理業者等の関係者が共通して守るべき衛生措置を盛り込んだものです。食品衛生法の改正により、野生鳥獣肉を処理する食肉処理施設について HACCP に沿った衛生管理の実施が求められることに伴い、同ガイドラインは 2020 年 5 月に改正されています。

農林水産省では、ジビエ活用の推進のなかで、ジビエ専用の処理場の整備を進め、2018 年には、より安全なジビエの提供と消費者のジビエに対する安心の確保を図ることを目的として「国産ジビエ認証制度」を設けました。認証事業者には、前述の「野生

鳥獣肉の衛生管理に関する指針(ガイドライン)に基づいた衛生管理基準の遵守、カットチャートによる流通規格の遵守、適切なラベル表示によるトレーサビリティの確保等、自主的な衛生管理が求められます。認証事業者は、ジビエ製品やジビエを使用した加工食品等に、認証マークを貼付することができます。

なお、野生動物、とくにシカなどについては世界的には商業流通に大きな制限がある国・地域も多く、日本の特徴的な輸出品目となる可能性も注目されていました。しかし、2020年に世界に大きな影響を与えた新型コロナウイルスが野生動物由来の感染症と疑われていること、国連のSDGs(持続可能な開発目標)に「陸の豊かさを守ろう」があり、野生動物を保護すべきものとする考え方も普及するなか、今後はジビエの利活用についても、情報開示や意見交換などのコミュニケーションも重要になってくると考えられます。

● アニマルウェルフェア

農林水産省は2017年11月に「アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理の基本的な考え方について」を発し、アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理を広く普及・定着させるとしています(2020年3月改訂)。

アニマルウェルフェアは「動物福祉」と訳されることもありますが、日本も加盟する、動物衛生の向上を目的とする政府間機関である国際獣疫事務局(OIE)の勧告では「動物の生活とその死に関わる環境と関連する動物の身体的・心的状態」と定義しています。畜産については家畜を快適な環境下で飼養することにより、家畜のストレスや疾病を減らすことを重視しています。

もともとは欧米で生まれた考え方・活動ですが、海外にはアニマルウェルフェアについての法令を整備している国もあります。そして、EUを中心に貿易に関する取り決めについてアニマルウェルフェアの考え方を導入しようという動きもあるなかで、日本でも具体的な対応が必要になってきました。農林水産省は、OIEの指針も踏まえ、家畜の種類ごとに「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」を作成し、普及に努めています。

こうした経緯から、今後食肉を用いた食品を輸出したり、欧米等からの外国人も利用するレストランに供給したりする際には、配慮すべき事柄として普及していくものと考えられます。

「フードビジネス支援に強くなる講座—生産から加工、流通販売まで—」追補確認資料
2021年3月6日 株式会社きんざい
禁無断転載